

令和8年度 苫小牧市立北光小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめ

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめの問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及びいじめ事案への対処（以下、「事案対処」という）が重要である。

また、こうした取組を進めるにあたっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。さらに、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

(1) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見及び事案対処に取り組む。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) 児童が心豊かに生活できる環境作りに努める。

(2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・事案対処を組織的に推進する。

(3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努める。

(4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。

(5) 校区の中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。

(6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校だよりなどで情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の通り『いじめ・不登校・生徒指導対策委員会』を設置し、いじめに対応する具体策について検討・実施する。

① 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、(スクールソーシャルワーカー)、(該当学年主任・学級担任)

② 活動

(ア) いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)

- (イ) いじめの防止に関すること
- (ウ) 認知したいじめの事案対処に関すること
- (エ) いじめの問題に係る児童理解に関すること

③ 開催

- (ア) 年4回を定例会とする
- (イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催する

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

(3) いじめの相談体制の整備

- ①定期的な教育相談の設定
- ②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用
- ③いじめ相談電話等の公共相談機関の周知
- ④いじめの早期発見のため、教育委員会のいじめ相談・通報を受け入れる窓口について学校を通じ、全ての児童に毎年周知する。

(4) いじめの防止策等に係る教職員の資質向上

いじめの防止策等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会を行う

(6) いじめ（事案）の具体的な対応

- ①いじめに関する相談を受けた場合、又はアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う
- ②いじめの事案が確認された（認知された）場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められ時は、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- ⑤いじめの早期発見・事案対処のため、学校がいじめと認知したケースについては、当該児童のアンケート調査結果等を学校と教育委員会が共有し、指導の状況を把握する。
- ⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市長、市教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対処する。

(7) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3

- 月文部科学省)」により、苫小牧市長に速やかに報告、学校と協議し適切な調査を実施する。
- ②当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。
 - ③当該事態の調査は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
 - ④調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ⑤調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

4 学校いじめ防止基本方針の評価等について

- (1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
 - ①校内研修の取組
 - ②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
 - ③いじめの早期発見・いじめ事案対処に関する取組
- (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) P D C Aサイクルに基づいた検証を学校評価及び学校関係者評価の評価項目に位置付けて行う。

北光小学校いじめ防止全体計画

学校目標
『すべての児童は、いじめを行ってはならない』



学校いじめ防止基本方針
◎ いじめは絶対に許さない ◎ いじめを絶対に見逃さない ◎ 教職員、児童、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む



年間活動計画
4月：年間計画作成 1月：活動評価（学校評価内でも実施） 2月：次年度計画



いじめ防止対策委員会
定例会：年4回 臨時会：いじめ認知時



学年部会(学年経営・学級経営)
支持的風土のある学年 複数の教員による児童観察と情報の共有



未然防止	早期発見	事案対処
<ul style="list-style-type: none">・ ネットモラル授業（総合）・ こころの授業（総合、道徳）・ いじめ防止の取組（児童会）・ 道徳の時間・ いじめ問題学習会・ PTAいじめ問題学習会・ 学校便り等での啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 学校生活アンケート（年3回）・ 年3回いじめアンケート・ 年3回の個別懇談（児童）・ 年2回の個別懇談（保護者）・ いじめ相談電話の周知・ いじめ相談担当者の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 学年部会で事実関係の把握・ いじめ問題へのケア・ 事実関係の把握（担任等）・ 保護者との連携・ 情報の適切な記録・周知・ 報告、連絡、相談の徹底



重大事態発生
事実関係の把握・情報の収集及び記録
学校全体での事態の分析・判断

教育委員会への報告
調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童の心情に留意】
犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携
継続的な支援・観察

いじめ防止年間計画

月	学校・対策委員会	学年・学級
4	いじめ防止基本方針作成(見直し)【対】 いじめ防止年間計画作成【対】	引き継ぎ情報の共有
5	児童会代表委員によるいじめ防止の取組【生】 第1回いじめアンケート【生】 子ども支援委員会にて情報交換【全】 学校評議員会【委】	(例) いじめゼロ川柳の取組 情報提供
6	第1回学校生活アンケート【生】 個別懇談週間(児童)【生】	個別懇談
7	いじめ防止対策会議【対】	↓
8	教育相談研修会【研修】	
9	子ども支援委員会にて情報交換【全】 学校評議員会【委】	情報提供
10	個人面談(保護者) いじめ防止対策会議【対】	希望者個人懇談
11	第2回いじめアンケート【生】 第2回学校生活アンケート【生】 個別懇談週間(児童)	個別懇談
12	↓ (必要により) いじめ防止の緊急的取組	↓ 臨時全校朝会
1	いじめ防止取組状況評価【対】 学校評価【全】	(例) いじめゼロの木
2	学校関係者評価委員会【委】 子ども支援委員会にて情報交換【全】 第3回いじめアンケート【生】 第3回学校生活アンケート【生】 個別懇談週間(児童) いじめ防止対策会議【対】	情報提供 個別懇談

3	次年度改善方針決定【対】	教育相談
---	--------------	------

※【対】 対策委員会 【生】 生徒指導部 【全】 全職員

【委】 小学校(管理職・教務)・PTA会長・地域委員